

福岡県保育所等運営管理研修会

令和5年度保育所等監査調書について

福岡県福祉労働部子育て支援課

1.	令和5年度監査調書について	・・・	1
2.	監査調書の概要	・・・	2
	① 関係法令等の改正	・・・	3
	② こどもの安全管理に関することの強化	・・・	18
	③ パワハラ防止法等の適用開始に伴う ハラスメント防止措置の義務化	・・・	36
	④ 会計事務の適正化	・・・	38
	⑤ その他所要の改正	・・・	39

(参考)関係通知等

不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き	R3.3	虐待・不適切関係
保育所等における虐待等に関する対応について	R4.12.7	
学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き	R2.6	
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組】～施設・事業者向け～	H28.3	事故防止関係
保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)	R5.5	
教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について	R5.4.13	
子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック	R5.1	
国民生活センターによるマグネットセットの誤飲事故再発を受けた注意喚起の周知について(依頼)	R4.9.14	
保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について	R4.4.11	
認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理(不審者侵入時の対応)の徹底について	R3.11.29	
保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部における安全管理の徹底について	R3.8.25	
「生きる力」をはぐむ学校での安全教育	—	
学校危機管理マニュアル作成の手引き	H30.2	
食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！-気管支炎や肺炎を起こす恐れも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないで-	R3.1.20	
教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)	R2.6.12	
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)	H31.4	
事故防止及び事故発生時対応マニュアル-基礎編-(大阪市保育企画課)	H30.4	

福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針【改訂版】	R5.2	車両送迎関係
福岡県子どものバス送迎における安全管理徹底のための研修の開催について	R5.4.20	
保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について(再周知)	R4.9.6	ハラスメント関係
職場における・パワーハラスメント対策・セクシュアルハラスメント対策・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です！	R4.11	
保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について(通知)	R5.4.21	
自治体向けFAQNo418(調理員関係)	R3.4.28	その他
幼稚園における学校評価ガイドライン	H20.3.24	

1. 令和5年度監査調書について

- 昨今、保育所や認定こども園における死亡事故や重大事故、虐待等が疑われる不適切な保育に関する事案が繰り返し発生しており、「こどもの安全管理」や「適切な教育・保育の実施」の重要性は、ますます大きくなっています。
- 県では、令和5年度監査調書について、各施設がこどもの安全確保のために行うべき取組をより意識しやすいよう、こどもの安全に関する項目を体系的に整理しました。各施設が、こどもや保護者の安全・安心について意識し、引き続き取組をすすめていただくようお願いします。

2. 監査調書の概要

保育所等指導監査調書の主な改正点

① 関係法令等の改正

(関係法令等)

- ・「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」
- ・「学校保健安全法施行規則」
- ・「福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」

② こどもの安全管理に関することの強化(重大事故が発生しやすい場面ごとの確認事項、施設内での不適切な保育に関する項目の追加)

③ パワハラ防止法等の適用開始に伴うハラスメント防止措置の義務化

④ 会計事務の適正化

⑤ その他所要の改正

2. ① 関係法令等の改正

保育所・保育所型認定こども園

「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」改正内容

- I. 安全計画の策定 (新設:第6条の2)
- II. 児童の所在確認 (新設:第6条の3第1項)
安全装置の装備の義務化
(新設:同条第2項)
- III. 他の社会福祉施設を併設する場合の設備及び職員の基準 (改正:第9条)
- IV. 業務継続計画策定等の努力義務化
(改正:第12条)
- V. 感染症及び食中毒の予防等のための研修実施 (改正:第13条)
- VI. 看護師特例 (改正:附則第5条)
- VII. 懲戒権の濫用禁止の条文削除
(第12条削除)

幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条(学校保健安全法第27条を準用)

- I. 従来から「学校安全計画の策定」規定あり

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条(学校保健安全法施行規則第29条の2新設)」改正内容

- II. 児童の所在確認
安全装置の装備の義務化

「福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」改正内容

- III. 他の社会福祉施設を併設する場合の設備及び職員の基準(改正:第15条)
- IV. 業務継続計画策定等の努力義務化
(改正:第15条)
- VI. 看護師特例 (新設:附則第7条)

- V.. 第14条(幼稚園設置基準第7条を準用)により従来から「感染症及び食中毒の予防等」に関する規定あり
- VII. 「懲戒権の濫用禁止」の条文従来からなし

2. ① - I (学校) 安全計画の策定

関係法令等の改正

I (学校) 安全計画の策定

○安全計画とは・・・こどもの安全の確保を図るための方針、体制、手順等を示した年間計画です。

(Point)

- ・保育所・認定こども園は、こどもの健康及び安全を確保しつつ、こどもの一日の生活や発達過程を見通し、それぞれの保育の内容を組織的・計画的に構成して、保育を実施することが求められます。(保育所保育指針)
- ・安全計画には、「施設設備の安全点検」、「施設の内外でこどもが安全に活動や取組をするための子どもと職員に対する安全指導」、「職員への研修や訓練」などの内容を盛り込み、園長など施設の運営を管理する者が、計画的に取組を進めましょう。
- ・特に緊急時においては、組織的な対応が求められ、職員との連携や、保護者の協力は欠かせません。策定した安全計画は、実際に保育を提供する職員に周知し、安全計画に記した研修や訓練を通して、職員の共通理解を図っていくことが重要です。また、保護者に対しても、各施設のこどもの安全に関する取組を周知し、家庭での安全教育の実施や、各施設における登園・降園のルールの徹底など必要な協力を求め、家庭との連携を図りましょう。(保育所保育指針)

参考通知等

- ・ 保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について(令和4年12月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、保育所安全計画例)
- ・ 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(第3章第6節「学校安全計画例」)

2. ① - I (学校) 安全計画の策定

関係法令等の改正

I (学校) 安全計画の策定

【監査調書へ追加した設問】

(保育所:児童の処遇p7～、幼保連携型認定こども:監査資料②【安全管理体制】p18～)

- ① 令和5年度の安全計画を策定していますか。 ※安全計画は以下の内容となっていますか。
- 児童の安全確保に関する取組を計画的に実施するための年間スケジュールになっていますか。
 - 安全計画には「施設の設備等の安全点検」「施設内外(園外活動等を含む)の保育所等での活動等における職員や児童に対する安全確保のための指導」「職員への各種訓練や研修等」などが盛り込まれていますか。
 - 安全計画に、児童の安全確保のための取組等の実施時期が明確になっていますか。
- ③ 安全計画を職員に周知し、計画に基づいて研修や訓練を実施していますか。
- ④ 安全計画に基づく取組の内容について、保護者に対し周知していますか。
- ⑤ 安全計画は、PDCAサイクルの観点から、定期的に見直し、必要に応じて計画を変更していますか。

監査での確認点

(安全計画の策定の有無／安全計画の内容／職員と保護者への周知等／見直し方法 など)

2. ① - II 児童の所在確認

関係法令等の改正

II 児童の所在確認

○こどもの所在確認の方法

こどもが自動車へ乗車・降車する際に、点呼その他のこどもの所在を確実に把握することができる方法により、こどもの所在を確認しなければなりません。

(Point)

- ・こどもの所在確認が義務付けられているのは、朝夕のこどもの送迎だけでなく、各施設が実施する園外活動など、こどもを自動車に乗せて移動する場合は、こどもの所在確認が義務であることに注意が必要です。
- ・こどもの所在確認は、こどもを「乗車」と「降車」させるときの両方で確認が必要であることと、所在確認の義務化が対象外となる自動車もないことに留意しましょう。

参考通知等

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)(令和4年12月28日 子発1228第1号ほか厚生労働省子ども家庭局長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ・ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等の一部改正について(通知)(令和4年12月28日 府子本第1107号ほか内閣府子ども・子育て本部統括官ほか通知)

2. ① - II 児童の所在確認

関係法令等の改正

II 児童の所在確認

【監査調書へ追加した設問】

(保育所:児童の処遇p12危険・事故防止対策【園外活動】、幼保連携型認定こども園:監査資料②p23危険・事故防止対策【園外活動】)

- ① 園外活動等のために子どもを乗せて自動車を運行する場合、子どもが自動車へ乗車・降車する際に、点呼等の方法で所在の確認を行っていますか。

監査での確認点

(朝夕の送迎以外にこどもを自動車へ乗車させる場面の確認／園外活動マニュアル・園外活動記録等の確認／職員への周知・徹底方法／こどもへの安全教育内容 など)

2. ① - II 安全装置の装備の義務化

関係法令等の改正

II 安全装置の装備の義務化

○装備すべき安全装置

朝夕の送迎用の自動車を運行する場合は、その自動車に「ブザーその他の車内のこどもの見落としを防止する装置」を装備しなければなりません。（※座席が2列以下の自動車は安全装置に係る義務付けから除外されます。）

(Point)

- ・装備する装置は、国土交通省が12月20日に策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合したものである必要があります。内閣府HPにて、ガイドラインに適合する装置のリストが公表されているため、確認の上設置してください。
- ・装備する安全装置は、「こどもの置き去り防止を支援する装置」であることを認識し、朝夕の送迎時にこどもを降車させる際は、装備した安全装置等を活用し、こどもの所在確認を行うことまでが義務となっていることに留意が必要です。
- ・安全装置の供給量が不足するなど、安全装置を装備することが困難である場合は、令和6年3月31日までの間は、安全装置を装備しないで車両送迎を行うことも可能ですが、必ず、車内のこどもの見落としを防止するための代替的な措置を講じて、安全管理を徹底しなければなりません。経過措置期間が設けられてはおりますが、義務付けの主旨を御理解いただき、可能な限り早期に装備いただくようお願いします。

2. ① - II 安全装置の装備の義務化

関係法令等の改正

II 安全装置の装備の義務化

【監査調書へ追加した設問】

(保育所:児童の処遇p14児童の車両送迎、幼保連携型認定こども園:監査資料②p25、26児童の車両送迎)

- ① 送迎車両に、置き去り防止を支援する安全装置が装備されていますか。
- ② 福岡県主催の「子どものバス送迎における安全管理徹底のための研修」を受講し、受講者が送迎車両で運転・添乗していますか。また、保護者が安心して送迎サービスを利用できるよう、修了証を送迎車両に掲示していますか。

監査での確認点

(送迎車両の安全装置の装備の確認／送迎マニュアルの内容確認／職員への周知・徹底方法／こどもへの安全教育内容／バス送迎における安全管理徹底のための研修受講状況 など)

参考通知等

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)(令和4年12月28日 子発1228第1号ほか厚生労働省子ども家庭局長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等の一部改正について(通知)(令和4年12月28日 府子本第1107号ほか内閣府子ども・子育て本部統括官ほか通知)
- 緊急点検・実地調査の取りまとめ、安全装置の補助基準額等及び安全装置のリストの公表について(令和5年1月27日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡)

2. ① - III 他の社会福祉施設を併設する場合の設備及び職員の基準

関係法令等の改正

Ⅲ 他の社会福祉施設を併設する場合の設備及び職員の基準

○他の社会福祉施設を併設する場合

障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障がいの有無にかかわらず、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくことが求められています。（児童発達支援ガイドライン）例えば、この取組として、保育所等を利用することも児童発達支援事業所等を利用する障がいのあるこどもを保育所等の保育室において教育・保育を行うなどの交流を行うことなどが考えられます。

【基本的な考え方】

- ・保育所等における「特有の設備」「専従の人員」については、基本的には共用・兼務できません。
- ・ただし、今回の条例改正により、「保育に支障がない場合」かつ「障がい児の支援に支障がない場合」には、「特有の設備」「専従の人員」であっても、共用・兼務が例外的に認められます。

保育所・保育所型認定こども園

【特有の設備】乳児室・ほふく室・屋外遊技場・保育室・遊戯室
【専従の人員】保育士

幼保連携型認定こども園

【特有の設備】乳児室・ほふく室・屋外遊技場・保育室・遊戯室・便所
【専従の人員】こどもの保育に直接従事する職員

参考通知等

- ・保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（令和4年12月26日厚生労働省子ども家庭局保育課ほか事務連絡）
- ・「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する設備及び運営に関する基準」等の一部改正について（通知）（令和5年2月9日府子本第90号ほか内閣府子ども・子育て本部統括官ほか通知）

2. ① - III 他の社会福祉施設を併設する場合の設備及び職員の基準

関係法令等の改正

Ⅲ 他社会福祉施設を併設する場合の設備及び職員の基準

【監査調書へ追加した設問】

(保育所: 保育所運営管理p5、幼保連携型認定こども: 監査資料②【運営管理】p4)

- ① 児童発達支援事業所等との併設・交流を行っていますか。
※「保育に支障がない」「障がい児の支援に支障がない」場合の要件を満たしていますか。

【「保育に支障がない場合」の要件】

- 保育所(認定こども園)と児童発達支援事業所等の児童に対して必要となる職員を、各事業で満たしている。
- 保育所(認定こども園)と児童発達支援事業所等の児童に対して必要となる面積を合計した面積が確保されている。

【「障がい児の支援に支障がない場合」の要件】

- 交流を行う際の活動等については、障がい児の障がい特性や発達の段階等の共通理解が図られるよう、保育所の保育士等も交えて検討されていること。

補足: 障がい児の支援に支障がない場合の要件については、上記の他に児童発達支援事業所等及び保育所等に求められる要件があります。交流等を行う場合は、児童発達支援事業所等と十分連携し、「児童発達支援ガイドライン」の内容を理解して実施するなど、御留意願います。

監査での確認点

(交流等の実施の有無／要件を満たしているかの確認 など)

2. ① - IV 業務継続計画策定等の努力義務化

関係法令等の改正

IV 業務継続計画策定等の努力義務化

○業務継続計画

保育所や認定こども園は、感染症のまん延や自然災害など不測の事態が発生しても、継続的に教育・保育を提供することが求められます。こうした非常時や緊急事態宣言などの制限下においても、教育・保育を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示したものを業務継続計画として定めておくことが重要です。

(Point)

- 厚生労働省が、業務継続計画のひな形を作成しています。ガイドラインの参照箇所など示してありますので、各施設の検討材料にしてください。
- 業務継続計画は、危機管理マニュアル(危険等発生時退所要領)など各施設がすでに作成するこどもの安全の確保を図るためのマニュアルなどと一体的に作成していただいても構いません。
- なお、県の条例に新たに努力義務として追加されたのは、業務継続計画を策定することだけではない点にご留意ください。

(努力義務の範囲)

- ◇業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講ずること
- ◇職員に対して、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること
- ◇定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更すること

2. ① - IV 業務継続計画策定等の努力義務化

関係法令等の改正

IV 業務継続計画策定等の努力義務化

【監査調書へ追加した設問】

(保育所:児童の処遇p10、幼保連携型認定こども:監査資料②【安全管理体制】p20)

- ① 非常災害や感染症のまん延等不測の事態において、可能な限り保育を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための、方針、体制、手順等を示した計画(業務継続計画)を定めていますか。

(研修参考資料)

「令和4年12月23日厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」

- ・児童福祉施設における業務継続ガイドライン(令和4年3月31日)
- ・研修動画「児童福祉施設に係るBCP」URL: https://youtu.be/KoSbv_uINE

監査での確認点

(業務継続計画の有無／職員への研修の実施状況 など)

参考通知等

- ・ 児童福祉施設等における業務継続計画等について(令和4年12月23日厚生労働省子ども家庭局総務課ほか事務連絡)
- ・ 児童福祉施設における業務継続ガイドライン(令和4年3月31日令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)
- ・ 児童福祉施設における感染症対策マニュアル(令和4年3月31日令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

2. ① - V 感染症及び食中毒の予防等のための研修実施

関係法令等の改正

V 感染症及び食中毒の予防等のための研修実施

○感染症及び食中毒の予防等

今回の条例改正は、これまでも求めてきた感染症及び食中毒の予防・まん延対策について、各施設が取り組むべき必要な措置を「定期的な研修・訓練の実施」として明確にしたものです。

(Point)

- 厚生労働省が、「児童福祉施設における感染症対策マニュアル」や「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」、研修動画「児童福祉施設に係る感染症対策」を作成しています。各施設が作成する感染症マニュアルや、これら厚生労働省作成の資料や動画を研修材料として活用いただくなど定期的な取組みをお願いします。

参考通知等

- 児童福祉施設における感染症対策マニュアル(令和4年3月31日令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)
- 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)(こども家庭庁2018年3月((2023年5月一部改訂))

2. ① - V 感染症及び食中毒の予防等のための研修実施

関係法令等の改正

V 感染症及び食中毒の予防等のための研修実施

【監査調書へ追加した設問】

(保育所:児童の処遇p3、幼保連携型認定こども:監査資料②【教育・保育内容】p13)

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的実施するよう努めていますか。

(研修参考資料)

令和4年12月23日厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」

- ・保育所における感染症対策マニュアル(2018年改訂版)厚生労働省2018年3月(2022年10月一部改訂)
- ・研修動画「児童福祉施設に係る感染症対策について」
URL : https://youtu.be/Hj4y_3Tqjbg

監査での確認点

(職員への研修等の実施状況 など)

2. ① - VI 看護師特例

関係法令等の改正

VI 看護師特例

○ 看護師等の配置特例の要件見直しに伴う運用上の留意事項

今回の条例改正により、保育所及び幼保連携型認定こども園における職員配置基準では、入所する乳児の人数に関わらず、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士・保育教諭とみなすことができるようになりました。（※認定こども園の場合は、特例によって代える看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育には従事できない点に注意。）

各施設での運用においては、保育の質を保つ観点から、要件及び留意点があるため、改めて看護師等の研修の受講状況など確認をお願いします。

(Point)

【在籍乳児数が4人未満の施設で看護師等を保育士(保育教諭)とみなす場合の要件(年度途中で乳児の数が4人未満となった場合も含む)】

- 看護師等が保育を行う場合は、保育士(保育教諭)と合同の組・グループを編成し、同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと
- 保育に係る一定の知識・経験を有すること
(保育に係る一定の知識・経験)
◇保育所・認定こども園及び地域型保育事業所等での勤務経験が3年以上ある
◇子育て支援員研修地域保育コース(地域型保育)を修了している

【看護師特例の運用上の留意点】

- 看護師等と合同の組・グループを担当する保育士(保育教諭)は、現在勤務する施設での勤続年数が3年以上かつ、乳児への保育経験を有している常勤の保育士(保育教諭)であることが望ましい。
- 乳児の数が4人以上在籍する施設であっても、保育所等での勤務経験が3年未満の場合は、子育て支援員研修地域保育コース(地域型保育)の受講を勧奨する。 など

2. ① - VI 看護師特例

関係法令等の改正

VI 看護師特例

【監査調書へ追加した設問】

(保育所: 保育所運営管理p4、幼保連携型認定こども: 監査資料②【運営管理】p3)

- ① 在籍乳児数が4人未満の園で、看護師等が保育を行う場合、保育士(保育教諭等)と合同の組・グループを編成し、同一の乳児室など同一空間内で保育を行っていますか。
- ② 保育を行う看護師等は、保育所等での勤務経験が3年以上ありますか。
- ③ 勤務経験が3年以上ない場合は、子育て支援員研修のうち地域保育コース(地域型保育)を修了していますか。

監査での確認点

(看護師等の子育て支援員研修の修了状況／みなし保育士(保育教諭)の人数 など)

参考通知等

- 保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について(令和4年11月30日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)
- 「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について(通知)(令和5年2月9日府子本第90号ほか内閣府子ども・子育て本部統括官ほか通知)

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

重大事故が発生しやすい場面

- 日々の教育・保育は、「こどもの主体的な活動や相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。」が、保育所保育指針や教育・保育要領においても求められています。こどもの主体的な活動を尊重し、こどもが挑戦する体験など成長の機会を残す限り、その過程で怪我を一切発生しないことは現実的に考えにくいものです。
- その前提に立ったうえで、各施設には、事故特に死亡や重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行うことが求められます。
- この点について、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」や各種事務連絡で示される重大事故が発生しやすい場面ごとに監査調書を整理するとともに、送迎バスの死亡事案を受けて、国が示した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」の内容を車両送迎の項目に追加しています。

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

重大事故が発生しやすい場面

(重大事故が発生しやすい場面)

I. 午睡

V. 園外活動

II. プール活動

VI. 登降園管理

III. 食事

VII. 車両送迎

IV. 保育活動中の誤飲

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

I 午睡

○ 睡眠中のリスク除去

令和5年3月宮崎市の保育施設で、うつぶせ寝で昼寝をしていた乳児が死亡する事案が発生しています。

(Point)

- 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることを徹底してください。
- 午睡時は、年齢にかかわらず必ず職員が子どもを見守り、子どもを一人にすることがないように徹底してください。

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

● 仰向け*に



寝かせることが重要です！

● 何よりも1人にしないこと！

(※医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

- ★ 乳児だけでなく、1歳以上児も発達状況にあわせて仰向けに寝かせてください
- ★ 預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です
- ★ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

※他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



参考通知等

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～(平成28年3月)
- 子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック(消費者庁)
- 事故防止及び事故発生時対応マニュアル-基礎編-(大阪市)

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

I 午睡

【監査調書へ追加した内容】

(保育所:児童の処遇p11、幼保連携型認定こども:監査資料②【安全管理体制】p21)

(午睡時の確認事項)

- ① 部屋の明るさは、子どもの様子(子どもの顔色等)が分かる程度となっていますか。
- ② 職員が見守る中で子どもを寝かせていますか。
- ③ 子どもが、自由に寝返りが出来るようになるまでは、眠り始めのときに、仰向けで寝かせるよう配慮していますか。※医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合を除く。
- ④ 安全な睡眠環境となっていますか。
視点)子どもの顔に布団がかかっていないか/ぬいぐるみやヒモ(ひも状のもの)などが、子どもの近くにないか/顔が埋まる隙間はないか/一つの布団に複数人子どもが寝ているなど、他の子どもが、覆いかぶさる危険はないか

監査での確認点

(午睡時マニュアル・手引き等の確認／午睡チェック表の確認／職員への周知・啓発状況 など)

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

Ⅱ プール活動

○ 監視役は監視に専念

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、監視に専念する者とプール指導等を行う者を分け、役割分担を明確にして配置しましょう。

プール活動が始まる前に、職員に対して、見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を実施しましょう。

(Point)

- 監視役は監視に専念する。
- 監視エリア全域をくまなく監視する。
- 動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。
- 規則的に目線を動かしながら監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動の中止も検討する。 など

参考通知等

- 教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)(令和2年6月12日府子本第659号ほか内閣府子ども・子育て本部参事官ほか通知)
- 動画「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」 | 消費者庁

幼稚園、保育所、認定こども園の先生方へ

プール活動・水遊びの溺れ事故を防ぐため、監視役の先生は、最初から最後まで監視に専念！
～監視のポイント～

1. 監視役は、子どもより先にプールサイドへ

始める前に



子どもたちの着替え、シャワー、消毒のサボット等々、しなければならぬ事が沢山あり、つい監視役の先生も、他の先生の手伝いをして、プールへの到着が遅れることがあります。一方で、準備ができた子どもは、早く水遊びをしたいので、プールに近づき、中をのぞき込んでしまいます。

監視役の先生は、必ず子どもより先にプールに行き、監視が始まる状態になってから、子どもを迎えるようにしましょう。

2. 監視役は、プール全体を見渡せる場所で監視に専念！ 交代するときは、子どもたちに目を配ったまま

実施中



子どもが監視役の先生の視野の範囲(視界)の外に行ってしまうことがあります。また、交代するときに、監視ができていない状態が発生してしまうことがあります。

過去には、監視役の先生が、遊具の片付けなど、ほかの作業を行っていて、ふと監視の目を離した際に、溺死事故が起こっています。



監視役の先生は、監視に専念しましょう。プール内外で子どもが居るのを見つけたら、怪我や事故につながる緊急時以外は他の先生に知らせるだけにどめ、自分は監視を続けましょう。監視を交代するときも、子どもたちから目を離さないようにし、次の監視役の先生にその場で簡単に引継事項を伝えましょう。

3. 監視役は、最後の子どもが退水したことを確認

終わるとき



プール活動が終わると、監視役の先生も監視を止め、水から上がった子どものシャワーや着替えの補助に回ることがあります。しかし、プールに残っている子どもがいると、再び遊び始めたり、中には転んでしまうことがあるかもしれません。大人が見ていないプール内に子どもだけがいるのは、非常に危険です。

監視役の先生は、子どもたち全員が退水するまで、その役割を全うすることが重要です。全員の退水後、再度プールに目をやり、指さし確認をして水の中に残っている子どもがいないことを確認しましょう。

4. 水をためたプールからは、子どもを離す工夫を

プール活動外



プール活動・水遊びの時間に関係なく、子どもは、水の入ったプールに近づき、中をのぞいたり、水を触ったりします。もし、水に落ちてしまったりすると、溺れ事故につながりかねません。

子どもにプール活動・水遊びの時間以外はプールに近づかないよう指導すると同時に、入口に鍵をかける、柵を設けるなど、子どもがプールに近づくことができないような工夫をしましょう。活動後、すぐに水を抜くのも有効ですが、その場合は、水がなくなったことを確認しましょう。



消費者安全調査委員会

令和2年5月21日

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

Ⅱ プール活動

【監査調書へ追加した内容】

(保育所:児童の処遇p11、幼保連携型認定こども:監査資料②【安全管理体制】p22)

(プール活動時の確認事項)

- ① プール活動が始まる前に、職員へプール活動中の監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を行っていますか。

監査での確認点

(プール活動マニュアル・手順等の確認／職員への周知・啓発状況 など)

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

Ⅲ 食事

○ 食品によるこどもの窒息・誤嚥事故

こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材（豆やナッツ類、りんごや梨、ミニトマトやブドウ等）が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすることが重要です。

(Point)

- ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意志に合ったタイミングで与える。
- こどもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- 汁物など水分を適切に与える。
- 食事の提供中に驚かせない。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。 など

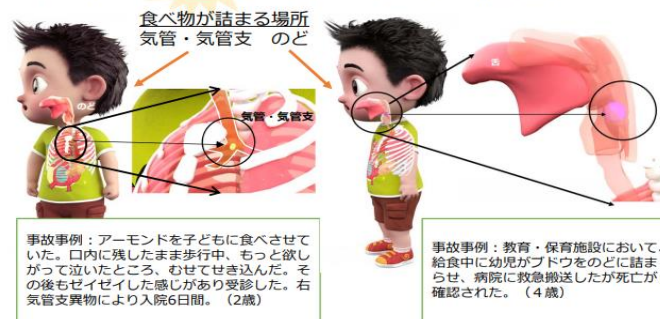
参考通知等

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～(平成28年3月)
- 保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年3月厚生労働省)
- 教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取り組みの徹底について(令和5年4月13日こども家庭庁成育局安全対策課ほか事務連絡)

食品によるこどもの窒息・誤嚥事故に注意！

—気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないで—

厚生労働省の人口動態統計の調査票情報（平成26年から令和元年までの6年間分）を基に、消費者庁で独自に分析を行ったところ、食品を誤嚥して窒息したことにより、14歳以下の子どもが80名死亡していました。そのうち5歳以下は73名でした。



(1) 豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもには食べさせないでください。

喉頭や気管に詰まると窒息しやすく、大変危険です。小さく砕いた場合でも、気管に入りこんでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがあります。

(2) ミニトマトやブドウ等の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがあります。乳幼児には、4等分する、調理して軟らかくするなどして、良くかんで食べさせましょう。

(3) 食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させましょう。物を口に入れたままで、走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスクがあります。

詳しくは：消費者庁ウェブサイト 生命・身体にかかわる危険
<https://www.caa.go.jp/notice/caution/life/>



消費者庁

問合せ先：消費者安全課 TEL03-3507-9137
FAX03-3507-9290



2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

Ⅲ 食事

【監査調書へ追加した内容】

(保育所:児童の処遇p11、幼保連携型認定こども:監査資料②【安全管理体制】p22)

((誤嚥・窒息リスクの確認事項))

- ① 過去に誤嚥、窒息などの事故が起きた食材を提供していませんか。
(※ミニトマトやブドウ等の球状の食品を提供する場合は、食材をカットして提供するなど対応しているか。)
- ② 子どもが、ゆっくり落ち着いて食べることができるよう保育士(保育教諭等)が援助していますか。

監査での確認点

(献立表の確認／窒息リスクの高い食材の提供状況の確認／給食会議記録の確認 など)

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

Ⅲ 食事

○ 食物アレルギー

除去食、代替食の提供には、食事の提供プロセスである「献立」、「調理」、「配膳①(調理室から食事を出すときの配膳)」、「配膳②(保育室等での食事を準備するときの配膳)」、「食事の提供」という一連の行動においてどこで人的エラーが起きても誤食につながることに注意が必要です。

(Point)

【人的エラーを減らす方法例】

- 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- 食物アレルギーのこどもの食事を調理する担当者を明確にする。
- 材料を入れる容器、食物アレルギーの子供に食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。
- 除去食、代替食は普通職と形や見た目が明らかに違うものにする。
- 食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーのこどもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。 など

参考通知等

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～(平成28年3月)
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)(平成31年4月厚生労働省)
- 保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年3月厚生労働省)

保育所における子どもの健康と安全確保のための

ガイドラインに基づいた アレルギー対応



日常的な対応の心得

- 生活管理指導表を利用していますか？
- 安心・安全の確保を優先していますか？
 - ・ 完全除去による対応
 - ・ 環境や体制の整備
 - ・ 誤食防止の対策
- アレルギー疾患を有する子どもの情報を全職員で共有していますか？
- 保護者や関連機関(自治体、医療関係者等)と連携していますか？

生活管理指導表に基づく対応が必須です！



生活管理指導表



1つでも症状があてはまるときは直ちに119番！



消化器の症状	● 繰り返し吐き続ける	● 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み	
呼吸器の症状	● のどや胸が締め付けられる	● 声がかすれる	● 犬が吠えるような咳
	● 持続する強い咳込み	● セーゼーする呼吸	● 息がしにくい
全身の症状	● 唇や爪が青白い	● 脈を触れにくい、不規則	● 尿や便を漏らす
	● 意識がもうろうとしている	● ぐったりしている	

日本小児アレルギー学会 一般向けエビペン®の活用(2013年7月)より

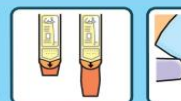
エビペン®の使い方(ガイドラインP.12もご参照ください)



① ケースから取り出す



② オレンジ色のニードルカバーを下に向け、親指手で持ち、グーで握る



③ 正しい安全キャップを外す



④ 打った部位を10秒間、マッサージする

④ 太ももの(中心の)外側に、エビペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くおいて、「カチッ」と音がするまで強く押しあて、そのまま5つ数える

⑤ エビペン®を太ももから離し、オレンジ色のニードルカバーが伸びているが確認する

※伸びていない場合は、④に直す

救急搬送までの役割分担を常日頃から確認しておきましょう！
緊急時個別対応票を使って記録を忘れずに！

実際のガイドラインをご覧ください

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

ガイドラインP.13もご参照ください



2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

Ⅲ 食事

【監査調書へ追加した内容】

(保育所:児童の処遇p12、幼保連携型認定こども:監査資料②【安全管理体制】p22)

- ① 食物アレルギーの子どもへの除去食の提供において、人的エラーの発生を防ぐため、職員全員で認識を共有し、対策を行っていますか。

(アレルギー除去食対応の確認事項)

- 給食会議等により食物アレルギーの対応が必要な子どもや家庭との連携の状況等について、職員と認識を共有していますか。
- 視覚的にアレルギー除去食を区別できるように配慮していますか。※専用のトレイ・食器で提供、配膳用名札にクラス・名前・アレルゲンを明記 など
- 配膳間違いが起きないよう、除去食対応が必要な子どもの席の配置や配膳ワゴンの置き場を定めるなど安全確保に配慮していますか。
- 保育士は、配膳・喫食時に、アレルギー対応が必要な子どもが、他児の給食を配膳ワゴンや机の上から、食べないように、隣に座る、他児との間に座るなど目を配っていますか。

監査での確認点

(アレルギー対応マニュアルの確認／給食会議記録の確認 など)

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

IV 保育活動中の誤飲

○こどもが誤飲する危険性のある物の取扱い
 ネオジム磁石性のマグネットセットや吸水樹脂ボール、消毒液などの誤飲事故が発生し、消費者庁から注意喚起が行われています。誤飲すると危険な物は、こどもがいる部屋におかないことや、手に触れない場所に置くことを徹底しましょう。

(Point)

- 玩具の対象年齢に十分注意しましょう。
- 日ごろから玩具などに破損がないか点検しましょう。
- こどもの手指消毒のために、消毒液・除菌剤を使用する場合は、職員など大人の監視下で使用するようにしましょう。

参考通知等

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～(平成28年3月)
- 子ども事故から守る！事故防止ハンドブック(消費者庁)
- 強力な磁力を持つネオジム磁石性のマグネットセットの誤飲事故が再発！（令和4年9月14日国民生活センター）
- 「磁石」や「吸水樹脂ボール」の誤飲に注意！（令和4年3月24日消費者庁）
- Vol583消毒液・除菌剤の取扱いに留意しましょう。誤飲や眼に入る事故の発生が続いています！（消費者庁HP）

誤飲対処早見表

飲んだものによって、緊急性の高いものや吐かせてはいけないものがあります。

症状	救急車を呼ぶ場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 苦しそうな呼吸 ■ 窒息・顔色が青白い ■ けいれん ■ ぐったりしてよびかけてもぼんやりしている
	急いで受診 (このような場合は救急車でも)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 突然咳き込み始めた ■ 声がかすれている ■ ゼーゼー、ヒューヒューした呼吸 ■ 吐く、下痢、腹痛など

基本的には、**吐かずに、同じものを病院に持参して受診しましょう！**

応急手当が分からないときや受診の必要性は、医療機関や子ども医療電話#8000に相談しましょう。

飲んだもの	救急車を呼ぶ場合	◆ 灯油、ベンジン、除光液、農薬、殺虫剤、ネズミ駆除剤
	急いで受診 (症状がなくても)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボタン電池 ◆ 鋭利な異物(ヘアピン、針など) ◆ 磁石 ◆ 洗剤(トイレ用スタンプ、液体洗剤)・吸水性樹脂・水で膨らむビーズ・芳香剤・消臭剤・防虫剤・漂白剤 ◆ たばこ(吐かせる) ◆ 薬(お薬手帳があれば持参) ◆ コインやおもちゃ等
	家で様子を見る 診療時間内に受診	◆ 少量のインク、クレヨン、絵の具、粘土、化粧品(口紅・ファンデーション)、石けん (心配な場合は電話などで相談)

■ (公財)日本中毒情報センター 中毒110番 ■

化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによる中毒事故が実際に起きて、どう対処したらよいか迷った場合は相談してください。

- ◆ 大阪中毒110番(24時間対応) ☎ 072-727-2499
- ◆ つくば中毒110番(9時～21時対応) ☎ 029-852-9999

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

IV 保育活動中の誤飲

【監査調書へ追加した内容】

(保育所:児童の処遇p12、幼保連携型認定こども:監査資料②【安全管理体制】p23)

- ① 保育環境下だけでなく、トイレなどの乳幼児の手の届く位置に漂白剤や消毒液等を置いていませんか。子どもの手指消毒のための消毒液や除菌剤を使用する場合は、職員など大人の監視下で使用するなど、安全な利用に配慮していますか。

監査での確認点
(施設の安全点検記録簿 など)

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

V 園外活動

○園児の見落とし等の発生防止

保育所・認定こども園は、「保育中、常に全員のこどもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子供たちの観察の空白時間が生じないようにする」ことが求められます。

(Point)

【園外活動時の安全管理に関する取組】

- 園外活動時には、目的地や経路について事前に安全確認を行う。
- 確認した内容を職員間で共有する。
- 園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討する。
- 目的地への到着時や出発時だけでなく、必要に応じて随時、人数や健康状態を確認する。
- 散歩マップ、散歩計画の作成について検討する。 など

【事故発生時の対応に関する日常の備え】

- 事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員が取るべき措置の具体的な内容及び手順を定めたマニュアルを作成し、全職員の共通理解を図る。

参考通知等

- 保育所等の園外活動等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について(令和4年4月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化対策総合対策室ほか事務連絡)
- 保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項(令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか)

(別紙2) 散歩計画表 (参考例)

日にち 曜日	クラス	散歩の経路・目的地 及びねらい	出発(予定)	帰園(予定)	子どもの 人数	引率者	持ち出し 携帯電話	備考 (注意事項、気づき等)	確認者
			出発(実績)	帰園(実績)					
/	組		:	:					
()			:	:					
/	組		:	:					
()			:	:					
/	組		:	:					
()			:	:					
/	組		:	:					
()			:	:					
/	組		:	:					
()			:	:					

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

V 園外活動

【監査調書へ追加した内容】

(保育所:児童の処遇p12、幼保連携型認定こども:監査資料②【安全管理体制】p23)

- ① 散歩等の園外活動に出発する前に、園外に出る子どもの人数、引率者名、目的地、ルート、出発時間、戻り時間等を記録し、園長等と園外活動に出発したことを共有していますか。
- ② 園外活動の出発前、目的地への到着時、園に帰園する前及び帰園後に、園外活動を行った子どもの人数確認を行っていますか。
- ③ 園外活動中に発生した事故等についての対応手続きが定まっていますか。

監査での確認点

(園外活動マニュアルの確認／散歩計画の確認／お散歩マップの確認 など)

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

VI 登降園管理

○こどもの見落とし等の発生防止

保育所・認定こども園は、こどもをお預かりしてから、保護者へお返すまで、「保育中、常に全員のこどもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子供たちの観察の空白時間が生じないようにする」ことが求められます。

(Point)

- ・ 朝夕の保護者の出入りが多くなるタイミングで、園児の抜け出し事案が発生するリスクが高くなるため、門扉の戸締りの確認や在園児の人数確認等、こどもの見守りを徹底すること。

【監査調書へ追加した内容】

(保育所:児童の処遇p13、幼保連携型認定こども:監査資料②【安全管理体制】p24)

- ① 降園の時間帯においても、保護者の出入りが多くなるため、職員間で連携し、在園児の人数確認を徹底するなど、子どもの見落としを発生させない体制を整備していますか。

監査での確認点

(登降園マニュアルの確認／保護者への登園・降園ルールの協力依頼の状況 など)

参考通知等

- ・ 保育所等の園外活動等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について(令和4年4月11日厚生労働省子ども家庭局保育課ほか事務連絡)別添6「園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項」

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

Ⅶ 児童の車両送迎

○送迎車両へのラッピング等、こどもへの支援

- ・ 外から車内の様子がほとんど見えないほどのラッピング等を使用することは、車内のこどもの存在が外から全く気付いてもらえなくなり、置き去りによる事故発生リスクを高めます。
- ・ 大人が万全の対策をし、こどもを絶対に見落とさないことが重要ですが、万が一車内に取り残された場合、外部に助けを求めるための行動がとれるよう、こどもの発達に応じた安全指導を行うこともこどもの安全確保に関する取組の一つです。

(Point)

- ・ 送迎車両へラッピング等を使用することを検討する場合は、こどもの健康上の状況や保護者の意見なども踏まえて対応を決めましょう。

【監査調書へ追加した内容】

(保育所:児童の処遇p14、15、幼保連携型認定こども:監査資料②【安全管理体制】p26)

- ① 送迎車両は、外から車内の様子が確認できるようになっていますか。
- ② 万が一車内に取り残された場合の危険性や、緊急時に外部へ助けを求める行動がとれるよう、子どもの発達に応じて支援を行っていますか。

監査での確認点

(送迎マニュアルの確認／こどもへの安全指導や訓練の実施状況／送迎車両の確認 など)

参考通知等

- ・ 福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針【改訂版】(令和5年2月福岡県)

2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

施設内での不適切な保育に関する項目の整理

○ 「家庭での虐待」、「施設内での不適切な保育」の項目に整理

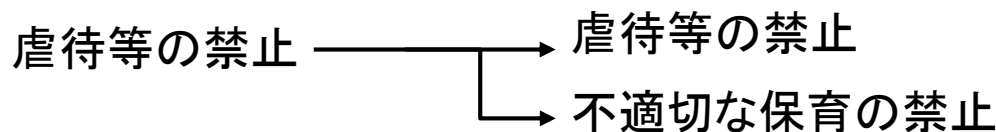
令和4年度までの監査調書では、「虐待等の禁止」の項目の中で、「家庭での虐待」と「施設内での不適切な保育」についての項目を聞いていたことから、どちらのものを確認されているのかわかりにくい部分がありました。今回改めて2つの項目として整理しています。

(Point)

- ・ 「虐待」を家庭での保護者からの虐待として監査項目を整理
- ・ 「不適切な保育」を施設内で職員により行われる行為として監査項目を整理

【監査調書を整理した箇所】

(保育所:児童の処遇p5~6、幼保連携型認定こども:監査資料②【教育・保育内容】p16)



監査での確認点

(職員に対する研修の実施状況の確認／自己評価の実施状況の確認／相談・連絡体制の確認 など)

参考通知等

- ・ 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き(令和3年3月株式会社キャンサーズキャン)

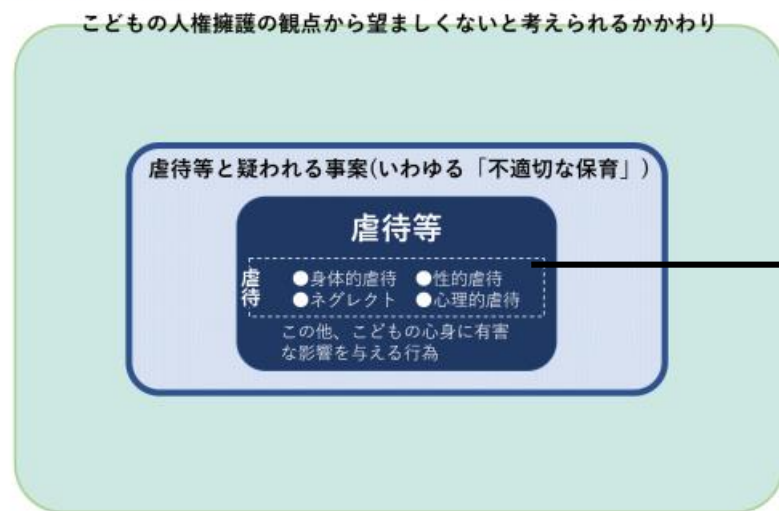
2. ② こどもの安全管理に関することの強化

こどもの安全管理に関することの強化

施設内での不適切な保育に関する項目の整理(補足)

○ 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月こども家庭庁)

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)



(補足)

- こども家庭庁が、「保育所等における虐待」と「虐待等と疑われる事案(=不適切な保育)」として整理しています。
- 今後、令和5年度監査調書についても、本ガイドラインと整合をとる予定です。
- 各施設については、本ガイドラインをご理解の上、対応のフローチャート等も参考に、適切な対応をお願いします。

保育所等における、職員によるこどもに対する虐待

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 下着のままで放置する 必要の無い場面で裸や下着の状態にする こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む) 性器を見せる 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる) こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど こどもにとって必要な情緒的欲求にできていない(愛情遮断など) おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う 適切な食事を与えない 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する その他職務上の義務を著しく怠ること など
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど こどもの心を傷つけることを繰り返すなど(例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど) こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど(例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど) 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなど

※このほか、こどもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。
 ※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、こどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通うこどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。
 ※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもので

2. ③ パワハラ防止法等の適用開始に伴うハラスメント防止措置の義務化

ハラスメント防止措置の義務化

職場におけるハラスメント防止のために講ずべき措置

- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 など

(Point)

- 職場のハラスメント(パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等)は、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為です。
- また、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えます。
- 上司、同僚、部下をはじめ仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、ハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。

参考通知等

- 職場における・パワーハラスメント対策・セクシュアルハラスメント対策・妊娠・出産育児休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です！(厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部(室))

中小企業の事業主の皆さま！

労働施策総合推進法に基づく
「パワーハラスメント防止措置」が
中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます(令和4年3月31日までは努力義務)。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	●殴打、足蹴りを行う。 ●相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	●人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ●業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	●1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	●新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	●管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ●気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	●労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

2. ③ パワハラ防止法等の適用開始に伴うハラスメント防止措置の義務化

ハラスメント防止措置の義務化

職場におけるハラスメント防止のために講ずべき措置

【監査調書へ追加した内容】

(保育所: 保育所運営管理p8、幼保連携型認定こども: 監査資料②【運営管理】p7)

- ① 職場におけるハラスメント(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等)を防止するために、以下の必要な措置を講じていますか。
- 事業者の方針等を明確化していますか。
 - 事業者の方針等を職員に周知・啓発していますか。
 - 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備していますか。

監査での確認点

(就業規則等の確認／相談窓口の有無等の確認 など)

2. ④ 会計事務の適正化

会計事務の適正化

内部牽制が機能する事務執行体制の構築

不正な会計事務の発生防止として、内部牽制が機能しているかが重要です。

(Point)

- 会計に関する業務全てを一人の職員に任せない。
- 会計処理の一連の流れにおいて、複数の目に触れるようにする。
- 月次報告において、現金・預金残高確認や、未収金・未払金の確認、仮払金・仮受金の内容把握等徹底し、不整合や取引内容が不明な点等は都度、原因追究を行う。

【監査調書の内容】

(保育所: 保育所経理p2)

- ① 会計責任者は、法人の経理事務の責任者として会計基準や経理規程の内容を把握し、内部牽制が機能する適正な事務執行体制を構築していますか。

監査での確認点

(通帳と印鑑の管理方法の確認／月次の現金・預金残高と通帳残高との整合／ネットバンキングによる支払を行う場合の支払承認までの流れ など)

参考通知等

- 保育所等における適正な事務執行体制の徹底について(依頼)(令和4年9月20日4子育第1516号福岡県福祉労働部子育て支援課長通知)
- 社会福祉法人経理事務マニュアル(令和元年度厚生労働省社会福祉推進事業みずほ情報総研株式会社)

2. ⑤ その他所要の改正

その他所要の改正

保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義

最低基準における定数上の保育士について、「常勤の保育士」「短時間勤務の保育士」について定義がしめされています。

(Point)

【常勤の保育士】

- ① 保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達しているもの。
- ② ①以外のものであって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

【短時間勤務の保育士】

- ①②のいずれにも該当しないもの。

【監査調書の内容】

(保育所:保育所運営管理p2~3表①②、幼保連携型認定こども園監査資料①p5表、p8~9表)

参考通知等

- 保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について(令和5年4月21日こ成保21こども家庭庁成育局長通知)
- 保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて(令和5年4月21日子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)